お知らせカレンダー

No. 1809 【 11月28日 発行 】

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,663 世帯
人口 5,074 人
男: 2,474 人
女: 2,600 人
（令和6年10月31日現在）

令和6年12月2日 ～ 令和6年12月15日

『11 月は「文化芸術に親しむ月間」です。』

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
2	(月)				
3	(火)				
4	(水)				
5	(木)				
6	(金)				
7	(土)	第16回かるた大会	13:30～17:00	砂美地来館	生涯学習課
8	(日)				
9	(月)				
10	(火)				
11	(水)				
12	(木)	乳児健診（対象児：R6.7.11～R6.9.12生）	受付時間（13:15～13:30）	保健センター	保健センター
		6～7か月児健診（対象児：R6.4.11～R6.6.12生）	受付時間（13:00～13:15）		
13	(金)				
14	(土)	与論城跡をめぐり学ぶ会	15:30～17:00	サザンクロスセンター	生涯学習課
15	(日)	与論城跡をめぐり学ぶ会	9:00～11:00	与論城跡（サザンクロスセンター前集合）	生涯学習課

令和6年第4回（12月）定例会会期日程（予定）

月 日	曜 日	日 程
12月9日	月	本会議（開会，一般質問，議案審議）
12月10日	火	委員会
12月11日	水	委員会
12月12日	木	予備日（議事整理日）
12月13日	金	本会議（閉会）

※本会議開始時間は11月末に与論町議会ホームページでご確認ください。

※本会議の模様はインターネット（YouTube）で配信（中継）します。

【与論町議会事務局 TEL:0997-97-3201】

令和6年12月・令和7年1月期 与論町ごみ収集計画表

12月		可燃ごみ		缶	PTボトル	ビン 不燃ごみ
1日	日					
2日	月	街道	茶花			
3日	火	那間	与論	茶花	茶花	
4日	水	街道		那間	那間	
5日	木		茶花	与論	与論	
6日	金	那間	与論			
7日	土	街道				
8日	日					
9日	月	街道	茶花			
10日	火	那間	与論	茶花		
11日	水	街道		那間		茶花
12日	木		茶花	与論		
13日	金	那間	与論			
14日	土	街道				
15日	日					
16日	月	街道	茶花			
17日	火	那間	与論	茶花	茶花	
18日	水	街道		那間	那間	
19日	木		茶花	与論	与論	那間
20日	金	那間	与論			
21日	土	街道				
22日	日					
23日	月	街道	茶花			
24日	火	那間	与論	茶花		
25日	水	街道		那間		
26日	木		茶花	与論		
27日	金	那間	与論			与論
28日	土	街道				
29日	日					
30日	月	街道	茶花			
		那間	与論			
31日	火	休止（正月休み）				

1月		可燃ごみ		缶	PTボトル	ビン 不燃ごみ
1日	水	休止（正月休み）				
2日	木	休止（正月休み）				
3日	金	休止（正月休み）				
4日	土	街道				
5日	日					
6日	月	街道	茶花			
7日	火	那間	与論	茶花	茶花	
8日	水	街道		那間		茶花
9日	木		茶花	与論		
10日	金	那間	与論			
11日	土	街道				
12日	日					
13日	月	街道	茶花			
14日	火	那間	与論	茶花		
15日	水	街道		那間	那間	
16日	木		茶花	与論	与論	那間
17日	金	那間	与論			
18日	土	街道				
19日	日					
20日	月	街道	茶花			
21日	火	那間	与論	茶花	茶花	
22日	水	街道		那間		
23日	木		茶花	与論		
24日	金	那間	与論			与論
25日	土	街道				
26日	日					
27日	月	街道	茶花			
28日	火	那間	与論	茶花		
29日	水	街道		那間		
30日	木		茶花	与論		
31日	金	那間	与論			

★収集日の朝8時30分までに所定のごみステーションへ当日出してください。
収集日以外の日はビン、缶、ペットボトル等を出しても回収しません。

がん患者の方へ

アピアランスケア事業のご案内

がん患者の方の治療と就労等との両立を支援するため、医療用ウィッグや乳房補整具を必要とする方に、購入費の一部を助成します。

ウィッグ・乳房（胸部）補整具購入費助成事業の概要

対象者

① 申請日時点で与論町に住所を有する者
② がんと診断され、がん治療（薬物療法、放射線治療、手術など）を受けた方又は受けている方
③ 申請日前に，既に他の助成制度等により，それぞれの購入費用の助成又は給付を受けていない方

対象

全頭用の医療用ウィッグ、乳房（胸部）補整具（補整下着、補整ﾊﾟｯﾄﾞ、専用入浴着、人工乳房）

助成金額

①医療用ウィッグ購入費か20,000円のいずれか低い額
②乳房（胸部）補整具購入費か10,000円のいずれか低い額

申請期限

対象となるものの購入日の属する年度内
※やむを得ない事情で期限内の申請ができない場合は保健センターまでご連絡ください

申請の流れ

①必要書類の準備　(1)～(4)(必要な方は(5)も)の全て提出が必要です
(1)交付申請書兼請求書(町ホームページから印刷可)
(2)がん治療を証明する書類(治療方針計画書、診療明細書等)
(3)領収書（氏名、購入年月日、購入金額、内容の明細が記載されているもの）
(4)振り込みを希望する金融機関の通帳のコピー
(5)委任状（対象者以外の者が申請者となる場合）（町ホームページから印刷可）
②保健センターへ必要書類を提出
③町が審査・額を確定し通知
④申請者の口座へお振込み
※申請書兼請求書や委任状の様式、詳しい内容は与論町ホームページ、または与論町保健センターまでお問い合わせください

お問合せ先：与論町保健センター　TEL0997-97-5105
（平日午前8：30～午後5：15まで）

12月3日から12月9日までの一週間は「**障害者週間**」です

障害者週間は、障害者福祉について、国民の関心や理解を広げていくとともに、障害のある人たちが、様々な分野で積極的に社会参加できるよう設定されています。

ご存知でしたか？

障害者差別解消法が変わりました！

内閣府

令和6年4月1日から 合理的配慮の提供が義務化されました

令和３年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。

合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

物理的環境への配慮（例：肢体不自由）

【障害のある人からの申出】
飲食店で車椅子のまま着席したい。

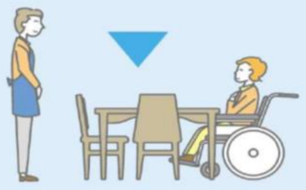

【申出への対応（合理的配慮の提供)】
机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

意思疎通への配慮（例：弱視難聴）

【障害のある人からの申出】
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。

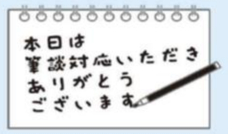

【申出への対応（合理的配慮の提供)】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

ルール・慣行の柔軟な変更（例：学習障害）

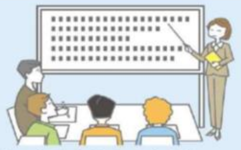

【障害のある人からの申出】
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。

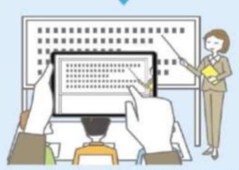

【申出への対応（合理的配慮の提供)】
書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できることとした。

県ホームページ　　合理的配慮リーフレット

【問い合わせ先】
与論町役場 健康長寿課
担当　林
電話　0997-97-4992

保健センターより
お知らせ

離島地域不妊治療支援事業について

保険適用による生殖補助医療（体外受精・顕微授精）を島外の医療機関で受ける際に要した旅費の一部を与論町と鹿児島県が助成します

※治療の内容によっては助成の対象にならない場合もあります

助成対象となる方

●与論町に住所を有し、島外の医療機関にて保険適用による生殖補助医療を受けた夫婦
（夫婦で住所が異なる場合は、妻の住所が与論町にあること）

助　成　内　容

島外で生殖補助医療を受ける際に要した・・・
①船または飛行機の交通費の一部（１回の治療につき往復９回まで）
②宿泊費（１回の治療につき１泊5,000円上限の延べ１５泊まで）

ホームページ

不妊治療支援事業チラシ

詳しくはこちら

申請に必要なもの

□領収書 ①交通費（船または飛行機往復分）②宿泊費
※どちらも治療を受けた本人分のみ
□診療明細書・領収書
□振込を希望する金融機関の通帳・印鑑
□**生殖補助医療**受診等証明書※1

※1受診の際に医療機関に提出・記入していただく必要がありますので、事前に与論町保健センターまでお問合せください（与論町ホームページからもダウンロードできます）

申請の期限は、治療が終了した日の属する年度内ですが、書類の確認等に時間を要しますので、１回の治療が終了したら、速やかに申請してください。

＜問合せ先＞
与論町保健センター　担当：川畑・富
TEL：0997－97－5105

＊鹿児島県大島児童相談所等巡回相談の実施について（お知らせ）＊

鹿児島県大島児童相談所、大島知的障害者更生相談所の巡回相談が下記の日程で実施されます。
相談を希望される場合は、**令和6年１２月１２日（木）まで**に与論町保健センターに予約をお願いします。

実　施　日	場　所	時　間
令和7年 １ 月22日（水）	与論町保健センター	１3:00～17:30
令和7年 １ 月23日（木）		8:30～１１:00

■相談内容
①１8 歳未満の児童の福祉についての相談
・障害相談 ・育成相談 ・養護相談 ・非行相談 ・その他の相談
②１8 歳以上の知的障害者の福祉についての相談
・療育手帳交付に関する相談、判定 ・家庭における日常生活指導に関する相談
・１8 歳以上 20 歳未満の知的障害者に対する特別児童扶養手当支給に関する相談、判定
<予約及びお問い合わせ先>与論町保健センター　TEL 0997-97-5１05（担当：富）

ペダル付き原動機付自転車の申告について

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が，令和6年5月24日より公布され，11月1日に施行されました。同法では，ペダル付き原動機付自転車について，原動機を用いずに走行する場合であっても，原動機付自転車等の運転に該当することが明確化されました。
ペダル付き原動機付自転車は，道路交通法並びに道路運送車両法上の「一般原動機付自転車」に該当します。よって，一般原動機付自転車を運転することができる免許取得やナンバープレートの取付けなどが義務付けられています。

公道を走行しない車両や使用していない車両でも，所有していれば課税対象となり，ナンバープレートを取り付ける必要があります。申請に必要な書類をご持参のうえ，与論町税務課の窓口で登録の手続きをしてください。

【登録に必要な書類】
・ 販売証明書または譲渡証明書
・ ペダル付き原動機付自転車と判断できない場合は，対象車両の要件を満たすことが分かる製品カタログ，パンフレット等の書類
・身分証明書（運転免許証，マイナンバーカード等）

お問合せ：与論町役場 税務課 （TEL：0997-97-3133）

税務署職員による災害減免説明会・受付

大雨による被害で災害減免についての説明会・受付を行います。

日時　令和6年12月16日（月）　午前９：００～１１：３０　午後１３：３０～１６：３０
　　　令和6年12月17日（火）　午前９：００～１１：００

対象者　住宅や家財などに損害を受けた方

＊説明会では，確定申告の際に雑損控除で必要となる【被災した住宅・家財等の損失額の計算書】を作成します。

必要書類

1.り災証明書
2.被害を受けた家屋・土地の所有者、取得時期、取得価額、面積の分かるもの （売買（工事請負）契約書、登記事項証明書（登記簿謄本）など）
3.被害を受けた家財・車輛の取得時期、取得価額の分かるもの （売買契約書、領収書など）
4.被害を受けた資産に対する修繕費、取壊し費用、除去費用などが分かるもの （領収書、請求書、見積書など） ※　マンションの方は、共用部分に関する書類もご持参ください
5.被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合（見込みを含みます。） その金額が分かるもの（支払通知書、通帳の写しなど） ※　マンションの方は、共用部分に関する書類もご持参ください
6.令和５年分の申告者本人の所得金額の分かる書類 （源泉徴収票、収支内訳書、青色申告決算書など）
7.生計を一にする親族に所得金額が４８万円を超える方がいる場合には、 その方の令和５年分の所得金額の分かる書類 （申告書控え、収支内訳書・青色申告決算書の控え、源泉徴収票など）
8.マイナンバーカード （又は通知カード＋運転免許証、公的医療機関の被保険者証等） （４桁の暗証番号と６桁～１６桁の大文字英字+数字の暗証番号が申告時には必要です） ＊暗証番号の再設定を行う際は，確定申告前に余裕もって再設定を行って下さい。 設定後１～２日経過しないとe-TAXと連携できない場合があります。
9.（ｅ－Ｔａｘを利用されたことのある方）利用者識別番号と暗証番号が分かるもの

確定申告に関するお知らせ

事業収入については，基本的に事業主を１人決めて申告を行って下さい。

家族経営をされている方についても，代表者を１人決めて申告を行って下さい。

（例）

畜産）１つの牛舎につき，１人の事業主で申告を行う。
家族経営の場合は，代表者から働いている方に対し給与を支払う or 扶養に入れる。

＊肉用牛の給付金についても申告する義務があります。

与論町役場税務課　（ＴＥＬ：0997-97-3133）

災害被害者に対する町税等の減免について

11月の大雨被害による災害被害者について町税等の減免申請を受付いたします。

申請期限　令和７年1月８日（水）までに申請して下さい。
＊申請期限を過ぎますと減免の対象外となる場合があります。

申請方法　「減免申請書」を担当課に提出して下さい。減免申請書は担当課窓口にてお渡しします。

■概要　災害により損害を受けたものに対して課する令和６年度分の町税等のうち令和６年１１月以後の納期に係る税額については，軽減又は免除する。

■町民税・国民健康保険税（税務課）　■介護保険料・後期高齢者医療保険料（健康長寿課）

【対象者】

その者の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金,損害賠償金等により補填される金額を除く）がその住宅又は家財の価格の３０％以上であるもの。

■固定資産税（税務課）

【対象者】

（土地）　被害面積が当該土地の面積の２０％以上であるとき

（家屋）　内装，畳等に損傷を受け，居住又は使用目的を損じ，修理又は取替えを必要とする場合で，当該家屋の価格の２０％以上の価値を減じたとき

■水害による被害認定基準

●参考　災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和６年５月）より　【内閣府】

浸水深の判定	床上1.8ｍ以上	床上1ｍ以上 1.8ｍ未満の浸水	床上0.1ｍ以上 1ｍ未満の浸水	床上0.1ｍ未満の浸水	床下浸水
住家の損害割合	40％以上	30％以上	20％以上	10％以上	10％未満
災害の程度	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない （一部損壊）

＊申請を受けて，被害状況を調査し減免の対象になるかの判断をします。

お問い合わせ：与論町役場　税務課（TEL：0997-97-3133）
健康長寿課（TEL：0997-97-4992）

危険 ルールを無視した ペダル付き電動バイク

ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの

自転車ではなく、一般原動機付自転車又は自動車です!!

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。

公道を走行するために必要なこと

- Check 01 一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許
- Check 02 ブレーキランプ、ウインカー、バックミラー等の備付け
- Check 03 ナンバープレートの取付け・表示
- Check 04 自動車損害賠償責任保険（共済）への加入

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って つながる笑顔

ルールの無視は罰則の対象です！

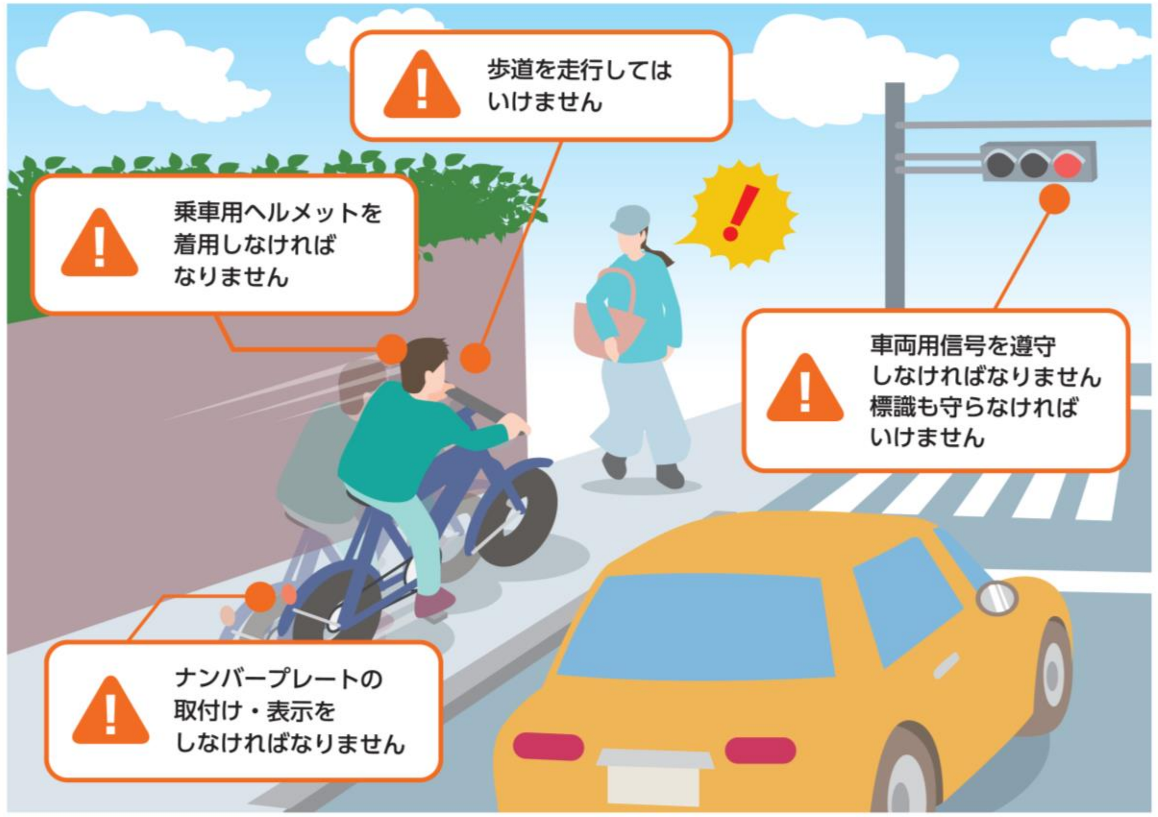

保安基準に適合しなければなりません

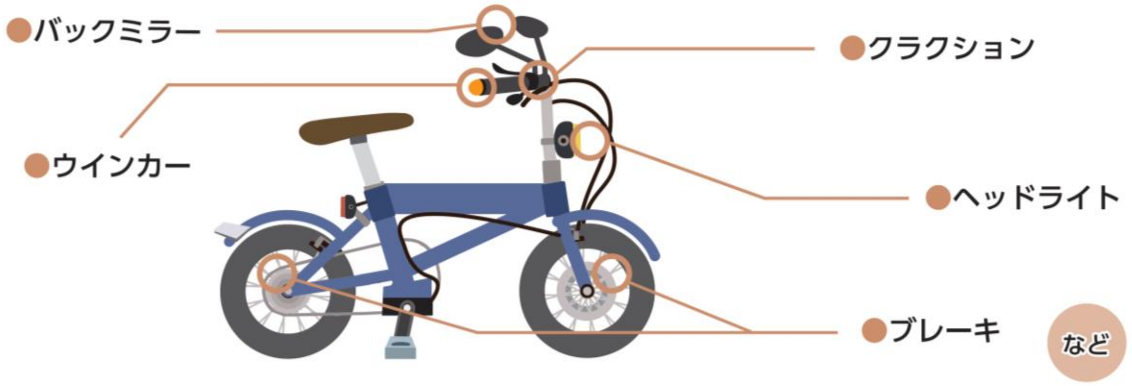

自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用（購入）する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。

TS マーク

型式認定を受けているものはこちら

与論城跡をめぐり学ぶ会

与論城跡（与論グスクとも）は、近年の発掘調査で利用された年代や築城方法が明らかになるなど、多くの成果がわかって来ましたが、木々に覆われているためお城としての姿のイメージを描きにくい方も多いと思います。この会では、沖縄県立博物館・美術館所蔵の与論城跡の復元模型の見学と現地散策を通じて、お城としての与論城跡の姿を知ってもらいたいと考えております。

12月14・15日

与論城跡復元模型のオープン説明会

内容　「刮目必死　与論城跡ジオラマ模型の完全解説」
講師　沖縄県立博物館・美術館　主任学芸員　山本　正昭
日時　令和六年十二月十四日（土）、十五時三十分から十七時
会場　サザンクロスセンター（鹿児島県大島郡与論町立長３３１３）
その他　参加費は無料ですがサザンクロスセンターの入館料（大人四百円、こども二百円）が必要となります。

史跡巡り（現地散策）

講師　沖縄県立博物館・美術館　主任学芸員　山本　正昭
　　　与論町教育委員会事務局　学芸員　南　勇輔
日時　令和六年十二月十五日（日）、九時から十一時
集合場所　サザンクロスセンター前駐車場
その他　参加費は無料です。足場の悪い場所を歩きますので、運動シューズなどをお履きになってご参加下さい。

与論城跡の復元模型
（沖縄県立博物館・美術館所蔵）

与論城跡の岸壁

※当事業は文化庁の令和6年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を受けて実施しています。

お問い合わせ先
与論町教育委員会事務局
生涯学習課　文化財担当
Tel：０９９７－９７－２４４１
Mail：sgakusyu@yoron.jp

12月8日（日）
12時～14時

ゆいパンタ
（ゆんぬ体験館）

子ども無料
（中学生まで）

70歳以上無料

高校生以上300円
（島内の方）

島外子ども300円

大人600円

与論の食材を使って
作ります😊

◆数に限りがあります
無くなり次第終了致します。
お早めにお越しください◆

どなたでもお気軽にお越しください。
楽しみにお待ちしてます

主催　株式会社きずな
山下清男美
みんなの食堂運営部
後援　与論町、与論町教育委員会
ヨロン島観光協会